



2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 川 辺 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 岡野 将之
(コード番号：8123 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役経営管理統括本部長
有田 二郎
電話 03-3352-7110

新株予約権（税制適格ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 7 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社従業員 1 名に対し、下記のとおりストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、2026 年 4 月 1 日をもって機構改革及び人事異動を実施し、営業統括本部に CMO（チーフマーケティングオフィサー）として岡ファビオ氏を迎え入れるとともに、同氏に対してストック・オプションを付与することといたしました。

岡氏は、国内外におけるマーケティング領域において豊富な実績を有し、高度な専門性と卓越した実行力を兼ね備えた人材であり、当社のマーケティング戦略の高度化及びブランド価値の向上に大きく寄与することが期待されます。当社は、競争環境の変化に対応し持続的な成長を実現するため、マーケティング機能の強化・深化が極めて重要な経営課題の一つと位置付けております。

このような背景のもと、同氏に対し税制適格ストック・オプションを報酬の一部として付与することにより、当社株価の向上及び企業価値の増大に対する強いインセンティブを付与し、株主の皆様との利益意識の共有を図るものであります。

また、本ストック・オプションは、当社が保有する自己株式を活用することを前提としており、既存株主の持分希薄化への配慮を行いつつ、資本効率の観点からも合理的かつ機動的な報酬設計を実現するものであります。

以上の理由により、当社は同氏に対する税制適格ストック・オプション（以下「本新株予約権」といいます。）の付与を決定いたしました。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は最大で 32,000 株となり、これは 2026 年 7 月末日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）の 1,824,748 株に対し約 1.8%となります。

また、当社監査役会は、本新株予約権と引き換えに払い込む金銭その他の発行条件について審議を行い、職務執行に対するインセンティブ報酬として本新株予約権を発行するものであり、税制適格ストック・オプションとして設計された本新株予約権の発行条件が合理的な水準であり、割当予定先に特に有利な条件とはいえないことから、会社法その他関係法令上も適法であると判断しております。あわせて、本新株予約権の発行目的及び規模が当社の経営及び財務状況に照らして相当であり、既存株主の利益を不当に害するものではないとの意見を監査役会として表明しております。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称及び新株予約権の総数

川辺株式会社 第1回新株予約権 320 個

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 32,000 株とし、下記 3 (1) により新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、調整後の付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

なお、上記の数は割当予定数であり、申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、職務執行に対するインセンティブ報酬として新株予約権を発行するものであり、金銭の払い込みを要しないことは有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

付与株式数は当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額(行使価額)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2026 年 8 月 7 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)と同額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当該新株の発行又は自己株式の処分の直前時における当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 権利行使期間

2028年8月8日より2036年8月7日までとする。

(4) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、雇用期間の満了による場合、定年退職による場合、死亡により相続人が新株予約権を行使する場合その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、相続人が複数いる場合、遺言により新株予約権の相続人が指定されているときはその被指定者、遺言がないときは共同相続人による遺産分割協議により新株予約権者として指定されたものに限り新株予約権を行使できるものとし、当該新株予約権の行使者は、当社が定める書類の提出を行い、当社が定める条件に従うものとする。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ その他の行使条件については、新株予約権割当契約書に定めるところとする。

(5) 譲渡による取得の制限

譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) その他

その他の募集事項については、当社取締役会において定めるものとする。

4. 新株予約権の割当日

2026年8月7日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権の保有者が権利行使をする前に、上記3(4)に定める規定により当該保有者により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記3(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3(6)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3(4)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の割当てを受ける者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員1名 320個

以 上